

議案第 1 1 8 号

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 2 日 提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

平成28年10月からの飛驒市地域公共交通事業変更に伴う改正



## 飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市地域公共交通事業に関する条例（平成27年飛驒市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「宮川町内」を「宮川町内（角川駅を含む。）」に改める。

第5条第1項中「次の表」を「別表第1」に改め、同項の表を削り、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同項第2号中「(手帳を所有する者1名につき1名まで)」を「(市において介護の必要を認める場合に限る。）」に改め、同項第3号中「受けている者」の次に「及びその付添人（市において付添の必要を認める場合に限る。）」を加え、同項第4号を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、1日乗車券及び定期券を発行することができる。ただし、定時定路線型に限る。
- 3 前項の1日乗車券の額並びに定期券の種類及び額は、別表第2に定めるとおりとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（高等学校等通学者の使用料の特例）

第5条の2 バス等を高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への通学のために利用する者が、乗車するバス等と乗換えが可能な市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する別表第1に規定する使用料の額は、半額とする。

- 2 利用者が、高等学校等通学定期券の2路線分を納付する場合の2路線目の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する高等学校等通学定期券の使用料の額は、半額とする。
- 3 利用者が、高等学校等通学定期券の複数路線分を納付する場合の3路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合は最も低い額とする。）又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有し、かつ、高等学校等通学定期券の複数路線分を納付する場合の2路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）は、無料とする。

第6条第1項中「前条」を「別表第1」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 利用者は、1日乗車券又は定期券の交付を受けようとする場合は、別表第2に規定する使用料を、当該1日乗車券又は定期券の交付を受けるときに納付するものとする。ただし、最大6月分を限度とする。

第6条中第3項から第6項までを削り、同条第7項本文中「利用者が」の次に「1日乗車券又は」を加え、同項ただし書中「汚損又は破損した定期券」を「汚損若しくは破損した1日乗車券又は定期券」に改め、同項を同条第3項とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

区分	使用料	
	大人	小人（小学生）
一の運行区域内での利用の場合	200円	100円
一の運行区域を越える利用の場合	300円	150円

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	使用料	
	一の運行区域内での利用の場合	一の運行区域を越える利用の場合
1日乗車券	大人 400円/日	大人 600円/日
	小人（小学生） 200円/日	小人（小学生） 300円/日
シルバーフリー定期券（飛驒市内に在住する65歳以上の者のみ利用可能）	4,000円/月	6,000円/月
高等学校等通学定期券（高等学校等へ通学する者のみ利用可能）	4,000円/月	6,000円/月
一般定期券	6,000円/月	9,000円/月

備考

- 1 1日乗車券とは、指定する日に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- 2 シルバーフリー定期券とは、期間内に限り、定時定路線型の全路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- 3 高等学校等通学定期券とは、高等学校等への通学に利用する場合に期間内に限り、定められた路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。
- 4 一般定期券とは、期間内に限り、定められた路線において不特定回数の乗車が可能な乗車券をいう。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。





<p>2 略 第4条 略 (使用料)</p> <p>第5条 市長は、バス等を利用する者（以下「利用者」という。）から使用料として1人1回の乗車につき、<u>次の表</u>に定める額を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人（小学生）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一の運行区域内での利用の場合</td> <td>200円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>一の運行区域を越える利用の場合</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料		大人	小人（小学生）	一の運行区域内での利用の場合	200円	100円	一の運行区域を越える利用の場合	300円	150円	<p>2 略 第4条 略 (使用料)</p> <p>第5条 市長は、バス等を利用する者（以下「利用者」という。）から使用料として1人1回の乗車につき、<u>別表第1</u>に定める額を徴収する。</p> <p>2 市長は、1日乗車券及び定期券を発行することができる。ただし、<u>定時定路線型に限る。</u></p> <p>3 前項の1日乗車券の額並びに定期券の種類及び額は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>4 利用者が次の各号の各号のいずれかに該当する場合は、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める額の半額を使用料として徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に該当する者の<u>介護人</u>（市において介護の必要を認める場合に<u>限る。</u>）である場合</p>
区分		使用料										
	大人	小人（小学生）										
一の運行区域内での利用の場合	200円	100円										
一の運行区域を越える利用の場合	300円	150円										
<p>2 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>前項の表</u>に定める額の半額を使用料として徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に該当する者の<u>介護人</u>（手帳を所有する者1名につき1名まで<u>）</u>である場合</p>	<p>2 市長は、1日乗車券及び定期券を発行することができる。ただし、<u>定時定路線型に限る。</u></p> <p>3 前項の1日乗車券の額並びに定期券の種類及び額は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>4 利用者が次の各号の各号のいずれかに該当する場合は、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める額の半額を使用料として徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に該当する者の<u>介護人</u>（市において介護の必要を認める場合に<u>限る。</u>）である場合</p>											



(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者

である場合

(4) バス等を高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への通学のために利用する者で、乗車するバス等と乗換えが可能な市内を運行する鉄道又はバスの定期券を所有するものである場合

全

3 前2項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料は無料とする。

(1)～(2) 略

4 前2項に規定する場合は、市長は、災害その他特別の理由があるときと認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及びその付添人

（市において付添の必要を認める場合に限る。）である場合

5 前各項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料は無料とする。

(1)～(2) 略

6 前2項に規定する場合は、市長は、災害その他特別の理由があるときと認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

（高等学校等通学者の使用料の特例）

第5条の2 バス等を高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程をいう。以下同じ。）への通学のために利用する者が、乗車するバス等と乗換えが可能な市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学のために必要な定期券に限る。）を所有する場合に納付する別表第1に規定する使用料の額は、半額とする。

2 利用者が、高等学校等通学定期券の2路線分を納付する場合は2路線目の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券（通学

資 料

のために必要な定期券に限る。)を所有する場合に納付する高等学校等通学定期券の使用料の額は、半額とする。

3 利用者が、高等学校等通学定期券の複数路線分を納付する場合の3路線目以降の使用料の額(使用料の額が異なる場合は最も低い額とする。)又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券(通学のために必要な定期券に限る。)を所有し、かつ、高等学校等通学定期券の複数路線分を納付する場合の2路線目以降の使用料の額(使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。)は、無料とする。

(使用料の徴収方法)

第6条 市長は、別表第1に規定する使用料を、利用者を運送するときに現金で徴収するものとする。

2 利用者は、1日乗車券又は定期券の交付を受けようとする場合は、別表第2に規定する使用料を、当該1日乗車券又は定期券の交付を受けるときに納付するものとする。ただし、最大6月分を限度とする。


(使用料の徴収方法)

第6条 市長は、前条に規定する使用料を、利用者を運送するときに現金で徴収するものとする。

2 利用者は、定期的に定時定路線型で運行するコミュニティバス又は乗合タクシーを利用する場合は、次の表に定める区分に応じた使用料の額を単位として、あらかじめ納付することができる。ただし、最大6月分を限度とする。

区分	使用料(1路線につき)
高等学校等への通学の場 合以外	4,000円/月
一の運行区域内での利用の場 合	6,000円/月

一の運行区域を越える利用 の場合	6,000円/月	9,000円/月
<p>3 バス等を高等学校等への通学のために利用する者が、前項に規定する使用料の複数路線分を納付する場合の2路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）又は市内を運行する鉄道若しくはバスの定期券を所有している場合にあらかじめ納付する使用料の額は、前項の表に規定する使用料の額の半額とする。ただし、いずれも通学のために必要な路線である場合に限る。</p>		
<p>4 前2項の規定にかかわらず、利用者が、次の各号のいずれかか該当する場合のあらかじめ納付する使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>		
<p>(1) 高等学校等への通学のためにバス等を3路線以上利用する必要がある場合 あらかじめ納付しようとする使用料のうち3路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合は最も低い額とする。）</p>		
<p>(2) 高等学校等への通学のために市内を運行する鉄道又はバスの定期券を所有し、かつ、高等学校等への通学のためにバス等を2路線以上利用する必要がある場合 あらかじめ納付しようとする使用料のうち2路線目以降の使用料の額（使用料の額が異なる場合はいずれか低い方の額とする。）</p>		

5 前条第2項第1号又は第3号に該当する者が、第2項に規定する  
使用料をあらかじめ納付する場合の使用料の額は、それぞれ各区分  
に応じた使用料の額の半額とする。

6 市長は、前4項の規定により使用料を納付した者に対し、当該期  
間に応じた定期券を発行する。

7 利用者が定期券 \_\_\_\_\_ を紛失したときは、再発行はしな  
い。ただし、汚損又は破損した定期券 \_\_\_\_\_ で、記載  
内容が確認できるものについて交換する場合は、この限りでない。

第7条～第11条・附則 略

3 利用者が1日乗車券又は定期券を紛失したときは、再発行はしな  
い。ただし、汚損若しくは破損した1日乗車券又は定期券で、記載  
内容が確認できるものについて交換する場合は、この限りでない。

第7条～第11条・附則 略

別表第1（第5条関係）

区分	使用料	
	大人	小人（小学生）
一の運行区域内での利用の場 合	200円	100円
一の運行区域を越える利用の 場合	300円	150円

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	使用料	
	一の運行区域内 での利用の場合	一の運行区域を 越える利用の場合

資 料

1 日乗車券	大人	400円/日	大人	600円/日
	小人 (小学生)	200円/日	小人 (小学生)	300円/日
高等学校等通学定期券 (高等学校等へ通学する者のみ利用可能)		4,000円/月		6,000円/月
シルバークリー定期券 (飛驒市内に在住する65歳以上の者のみ利用可能)		4,000円/月		6,000円/月
一般定期券		6,000円/月		9,000円/月

備考

- 1 1日乗車券とは、指定する日に限り、不特定回数乗車可能な乗車券をいう。
- 2 シルバークリー定期券とは、期間内に限り、不特定回数乗車可能な乗車券をいう。
- 3 高等学校等通学定期券とは、高等学校等への通学に利用する場合に期間内に限り、定められた路線において不特定回数乗車可能な乗車券をいう。
- 4 一般定期券とは、期間内に限り、定められた路線において不特定回数乗車可能な乗車券をいう。



## 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

### 1 改正の趣旨

平成28年10月からの飛騨市地域公共交通事業変更に伴う改正

### 2 改正の内容

平成27年10月より運行を開始した飛騨市地域公共交通事業の料金制度に、新たに1日乗車券、シルバークリー定期券を加える改正。

また、宮川町と河合町角川駅の移動を一の運行区域内とすることや、身体障がい者等の割引制度を定期券料金にも反映するなど、利便性の向上を図る改正となっている。

なお、この改正内容については、飛騨市公共交通会議で承認を得ている。

### 3 施行日 平成28年10月1日

